ことが目的であると考えてい の不合理な待遇差を是正する

査があり、 本年

な財源をどう確保するのか。

本年4月に総務省の調

財源確保に向け調

行する見込みである。

員は726人中、

人が移

当や賃金の上昇分など、必要

の導入は、同一労働同一賃金 会計年度任用職員制度

に向けての進捗状況について

制度移行後に、期末毛を踏まえ、制度設計を図る。

期末手

理な待遇差の解消という趣旨

市の鳥「かわせみ」

二見

昇

とし、正規職員と非正規職員

職員と異なる設定とすべきと

務内容や責任の程度は、常勤

○ 臨時的任用職員や一般も国の動向を注視していく。

務遂行上必要となる知識や学

総務省の通知では、

整すると説明を受けた。今後

職及び特別職非常勤職員から 臨時的任用職員や一般

する人数の見込みは。

まえた給与水準とするのか。

職務の遂行に必要な資

べきとしているが、通知を踏歴、経験などの要素を考慮す

臨時的任用

員 の 28

般職非常勤職員の54

格や経験などの要素は、

特別職非常勤

A 会計年度任用職員の職るが、市はどう捉えているか。

され、どこまでが同一労働同

賃金ガイドラインの内容と

占 実 費 所などの 博之 負 担 と せ ず 無

日本共産党

での対応を検討したい。国の検討結果を踏まえ、本市 施設の質を確保し、向上させA国は現在、認可外保育 る施策の検討を進めている。 するため、条例を制定しては。 い認可外保育施設の質を確保 10月から新たに給食費 市に指導監督権限のな

収の範囲などを検討したい。 体の状況を見ながら、実費徴 としているが、今後、 無料化を検討しないか。 国は保護者負担を原則

議会

だ

ょ

給食は保育の根幹であるた

が実費徴収となる予定だが、

b

の申し出により児童手当から

市

あ

制

度

0

ゃ

格差を是正する会計年度任

用

せ

育士の事務負担軽減と滞納発 徴収できるとされている。 設で徴収するものと考える。 ると示されているため、各施 施設と利用者間の私債権であ め、市が代理徴収できないか。 国の資料では給食費は

め、現在、新たな機能を持たせ ことが庁内で決定しているた ターを活用できないか。 も非常に手狭である。現在使ーがなく、市民活動センター は、老朽化し、財産処分する 用していない旧保健医療セン 旧保健医療センター

●青少年の居場所づくりと市 本市には青少年センタ

ての利活用は考えていない。

を増 B

志政あやせ 金江 大志

●スポーツ振興の考え方につ

を、 れ、市体育協会が団体の支援象とする多くの団体が組織さ など、それぞれが担う役割の ポーツ振興を強化しないか。 ちの人生に大きく影響すると 考えるが、将来を見据え、ス 市も体育協会に助成する 地域では、子どもを対 スポーツ活動から得ら 子どもた

人口を増やすとともに、 る市民への指導を通じ、 PRにつなげては。 トップアスリートによ 流入

下、

振興を進めている。

ムページなどで周知してい A トップアスリートによ 市や事業者のホ

> りPRを行っている。 自治体との交流試合などによ ●横須賀水道路の今後の活用

ため、 置などを含め、安全対策の方 線形や交差点改良、歩道の設 対策をどう図っていくのか。 事故に遭わないように、安全 や近隣住民が、水道路で交通 市道の認定後、子ども 今後は市の管理となる 水道みち公園前の道路

市や市体育協会では、

法を検討していきたい。

り面を削り、拡幅しないか。覆っている箇所があるが、のの 防草シートでのり面を り面を削り、 計画を策定する

他

対効果を検討していく。 道路の有効活用や費用



R

を た 地 n みカの

公職選挙法による

禁止行為

笠間 功治

被災者自身が行うが

ている。荷物の搬出入に台車り実践的なものに見直しをし化した防災訓練を実施し、よ が必要など、訓練で得た課題 全ではないため、 課題は何かあるか。

な行動を図解入りで簡潔に記乱が予想される。開設に必要 ・ 災害直後は避難所の混 載したファーストミッション

すぐに開設できるのか。 避難所運営マニュアルを見て 地域防災力の向上と避難所 現在の

向上していきたい。 の解決を図り、避難所の質を 避難所の開設や運営に特 現在のマニュアルは完 昨年度よ

ボックスを導入して 人の判断をしていく トで意向を確認した で参加者に紹介し、 本年度の総 ・ダーの た上で、導 防災訓練 は。 アンケー

> ◇議員への寄付勧誘 ◇議員の寄付禁止

要求の禁止

課

職選挙法で禁止されて

金や物を贈ることは、公議員が市民に対し、お

○ 地域防災リーダ○ 地域防災リーダ **ーダーを育成すると** 防災意識向上を担う 交換などを行ってい 組織化を図り、定期 きたい。 労的な情報 地域住民の - ダー相互 ともに、 いないな 新たなリ

し寄付を求めることも禁また、市民が議員に対

止されています。

作成している自治会 会などで情報共有し 災害時に役立 (連絡協議 ては。 があると つ名簿を

情報提供をして 自治会長連絡協議会で





ハスとアジサイが咲いていました<綾南公園にて>

◇時候のあいさつ状 などの禁止

年賀状などの時候のあいのを除き、暑中見舞状、 れます)を出すことは禁 さつ状(電報なども含ま 止されています。 議員は市民に対し、答



せられます。 これらに違反すると罰

とご協力をお願いします。 市民の皆さまのご理解